

小金井市公共施設における使用（利用）料及び減免の対象範囲について

【小金井市民交流センター条例】

（利用料金）

第 11 条 交流センターの施設の利用料金は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める。

2 交流センターの附帯設備の利用料金は、規則で定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める。

3 前 2 項の利用料金は、使用の承認を受けたときに支払わなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、後納することができる。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

（利用料金の減免）

第 12 条 指定管理者は、規則に定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

| 区分 | | 全日（午前 9 時から午後 10 時まで） | |
|-------------|----------------|----------------------------|-----------|
| | | 市内 | 市外 |
| 文化ホール | 平日 | 102,000 円 | 153,000 円 |
| | 休日 | 122,000 円 | 183,000 円 |
| 市民交流ホール | 平日 | 26,000 円 | 39,000 円 |
| | 休日 | 31,000 円 | 46,500 円 |
| 練習室（会議室） 1 | | 3,900 円 | 5,900 円 |
| 練習室（会議室） 2 | | 9,600 円 | 14,400 円 |
| 練習室（会議室） 3 | | 3,400 円 | 5,100 円 |
| 和室（会議室） | | 5,200 円 | 7,800 円 |
| 市民ギャラリー | | 10,600 円 | 15,900 円 |
| マルチパーパススペース | 管理上支障がない場所に限る。 | 1 m ² 当たり 100 円 | |

- 1 休日とは、土曜日、日曜日及び祝日をいう。
- 2 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含む。
- 3 市内とは市内に住所を有する者、市内に事業所を有する個人もしくは法人その他の団体、市内の事業所に勤務する者又は市内の学校に在学する者が使用する場合を、市外とは市内に該当する者以外の者が使用する場合をいう。
- 4 入場料その他これに類する料金を徴収する場合の利用料金は、この表に定める額に 100 分の 200 を乗じて得た額を上限とする。
- 5 交流センターを、次に掲げる用途で使用する場合の利用料金は、この表に定める額に 100 分の 150 を乗じて得た額を上限とする。
 - (1) テレビの公開放映又は公開録画
 - (2) ラジオの公開放送又は公開録音

- 6 全日以外の時間（以下「時間外」という。）に使用する場合の利用料金は、時間外における使用1時間（1時間に満たない場合は1時間とする。）につき、この表に定める額に100分の30を乗じて得た額を上限とする。

【小金井市民交流センター条例施行規則】

（利用料金の減免）

第6条 条例第12条に定める利用料金の減免は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の身体障害者手帳の交付を受けた者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日42民児精発第58号）第1条の愛の手帳の交付を受けた者で構成する団体が施設又は附帯設備を使用するとき 10分の3
 - (2) 市が附帯設備を使用するとき 免除
 - (3) その他市長が特に認めたとき 免除
- 2 前項の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、利用料金減額・免除申請書に承認書を添えて指定管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

【小金井市市民会館条例】

(使用料)

第 10 条 会館の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を承認を受けた際に納入しなければならない。

2 使用承認後に使用の内容を変更し、既納の使用料に不足額が生じたときは、変更の承認と同時にその不足額を納入しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めたときは、使用料を後納することができる。

(使用料の減額又は免除)

第 11 条 市長は、特別の理由があると認めたときは、前条第 1 項及び第 2 項に定める使用料を減額又は免除することができる。

| 使用時間帯 | | A 会議室 | B 会議室 |
|----------------------------|------------------|-------|-------|
| 午前 9 時から午後 10 時までの 1 時間当たり | | 500 円 | 300 円 |
| 延長 | 使用時間帯の前後 1 時間当たり | 500 円 | 300 円 |

営利を目的として施設を使用する場合又は入場料等を 501 円以上徴収する場合の使用料は、当該使用料に 100 分の 200 を乗じて得た額とする。

【小金井市市民会館条例施行規則】

(使用料の減額又は免除)

第 7 条 条例第 11 条に規定する使用料の減額又は免除の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に定める学校が生徒の教育を目的として使用するとき。

2 分の 1

(2) 官公署が行政目的のために使用するとき。 2 分の 1

(3) 社会教育団体、社会福祉団体及びこれらに類する団体で市長が特に認めたものが使用するとき。

10 分の 3

(4) 市が行政目的で使用するとき。 免除

(5) その他、市長が特に認めたとき。 2 分の 1 又は免除

※ 小金井市東小金井駅開設記念会館、小金井市前原暫定集会施設、小金井市婦人会館も同様の記載

【小金井市市民集会所条例】

(使用料)

第7条 第4条の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）のうち別表第2に定める集会所を使用するものは、同表に定める使用料を使用の承認を受けた際に納入しなければならない。

2 使用の承認後に使用の内容を変更し、既納の使用料に不足額が生じたときは、変更の承認と同時にその不足額を納入しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、使用料を後納することができる。

(使用料の減額又は免除)

第8条 市長は、特別の理由があると認めるときは、前条第1項及び第2項に定める使用料を減額又は免除することができる。

| 名称 | 使用区分 | 使用時間帯 | |
|------------------|---------------------------|----------------------|-------------------|
| | | 午前9時から午後10時までの1時間あたり | 使用時間帯の前後の延長1時間あたり |
| 小金井市上之原会館 | 集会室A | 100円 | 100円 |
| | 集会室B | 100円 | 100円 |
| | 集会室C | 100円 | 100円 |
| | 和室1（集会室として使用する場 合に限る。） | 100円 | 100円 |
| | 和室2 | 100円 | 100円 |
| 小金井市前原町西 之台会館 | 集会室A | 200円 | 200円 |
| | 集会室B | 100円 | 100円 |
| | 和室1（集会室として使用する場 合に限る。） | 100円 | 100円 |
| | 和室2 | 100円 | 100円 |
| 小金井市桜町上水 会館 | 集会室A | 100円 | 100円 |
| | 集会室B | 100円 | 100円 |
| | 和室1（集会室として使用する場 合に限る。） | 100円 | 100円 |
| | 和室2（集会室として使用する場 合に限る。） | 100円 | 100円 |
| | 和室3 | 100円 | 100円 |

営利を目的として施設を使用する場合又は入場料等を501円以上徴収する場合の使用料は、当該使用料に100分の200を乗じて得た額とする。

【小金井市市民集会所条例施行規則】

(使用料の減額又は免除)

第7条 条例第8条に規定する使用料の減額又は免除の範囲は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に定める学校が生徒の教育を目的として使用する時。 2 分の 1
- (2) 官公署が行政目的のために使用する時。 2 分の 1
- (3) 社会教育団体、社会福祉団体及びこれらに類する団体で市長が特に認めたものが使用する時。 10 分の 3
- (4) 市が行政目的で使用する時。 免除
- (5) その他、市長が特に認めた時。 2 分の 1 又は免除

※ 小金井市東小金井駅開設記念会館、小金井市前原暫定集会施設、小金井市婦人会館も同様

【小金井市体育館条例】

(利用料金)

第9条 体育館の利用料金は、別表第1に定める金額の範囲内において、あらかじめ教育委員会の承認を得て、指定管理者が定める。

2 前項の利用料金は、指定管理者が特に認めた場合を除き、使用の承認を受けたときに支払わなければならない。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減額又は免除)

第11条 指定管理者は、特別の理由があると認めたときは、規則に定めるところにより、第9条に定める利用料金を減額し、又は免除することができる。

| 使用区分 施設等 | 貸切使用 | | 個人使用 | |
|-------------|-------------------|-------------|------------------------|-------------------------|
| | 使用時間 | 利用料金 (円) | こども利用料 (円) | 大人利用料金 (円) |
| 大体育室 | 午前 (9:00~12:00) | 6,600 | 50 (1時間)、 100 (2時間) | 200 (1時間)、 400 (2時間) |
| | 午後1 (12:00~15:00) | 6,600 | | |
| | 午後2 (15:00~18:00) | 6,600 | | |
| | 夜間 (18:00~21:00) | 6,600 | | |
| | 全日 (9:00~21:00) | 26,400 | | |
| 小体育室 | 午前 (9:00~12:00) | 1,800 | 50 (1時間)、 100 (2時間) | 200 (1時間)、 400 (2時間) |
| | 午後1 (12:00~15:00) | 1,800 | | |
| | 午後2 (15:00~18:00) | 1,800 | | |
| | 夜間 (18:00~21:00) | 1,800 | | |
| | 全日 (9:00~21:00) | 7,200 | | |
| 柔道場 | 午前 (9:00~12:00) | 1,700 | 50 (1時間)、 100 (2時間) | 200 (1時間)、 400 (2時間) |
| | 午後1 (12:00~15:00) | 1,700 | | |
| | 午後2 (15:00~18:00) | 1,700 | | |
| | 夜間 (18:00~21:00) | 1,700 | | |
| | 全日 (9:00~21:00) | 6,800 | | |
| 剣道場 | 午前 (9:00~12:00) | 1,700 | 50 (1時間)、 100 (2時間) | 200 (1時間)、 400 (2時間) |
| | 午後1 (12:00~15:00) | 1,700 | | |
| | 午後2 (15:00~18:00) | 1,700 | | |
| | 夜間 (18:00~21:00) | 1,700 | | |
| | 全日 (9:00~21:00) | 6,800 | | |
| プール | 午前1 (9:00~11:00) | 14,800 | 50 (1時間)、 100 (2時間) | 200 (1時間)、 400 (2時間) |
| | 午前2 (11:00~13:00) | 14,800 | | |
| | 午後1 (13:00~15:00) | 14,800 | | |
| | 午後2 (15:00~17:00) | 14,800 | | |
| | 夜間1 (17:00~19:00) | 14,800 | | |
| | 夜間2 (19:00~21:00) | 14,800 | | |
| | 全日 (9:00~21:00) | 88,800 | | |

| | | | |
|----------------|------------------|-------|-----------------------|
| トレーニング室 | | | 200（1時間）、 400（2時間） |
| ランニングコース | | | 50（1時間）、 100（2時間） |
| 会議室 （一室につき） | 午前（9：00～12：00） | 600 | |
| | 午後1（12：00～15：00） | 600 | |
| | 午後2（15：00～18：00） | 600 | |
| | 夜間（18：00～21：00） | 600 | |
| | 全日（9：00～21：00） | 2,400 | |
| 総合表示盤 | 一基1回につき | 1,000 | |
| 拡声装置 | 一式1回につき | 1,000 | |
| 移動式放送用具 | 一式1回につき | 500 | |

- 1 個人使用の使用時間単位は、1施設につき1時間又は2時間とする。
- 2 大体育室の3分の2、2分の1又は3分の1を使用する場合の利用料金の額は、それぞれの規定利用料金の3分の2、2分の1又は3分の1の額とする。
- 3 プールの2分の1、3分の1又は6分の1を使用する場合の利用料金の額は、それぞれの規定利用料金の2分の1、3分の1又は6分の1の額とする。この場合において、10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 4 使用時間を超えた場合は、超過時間1時間（1時間に満たない場合は、これを1時間とする。）につき、使用を承認した使用区分に係る利用料金の1時間相当額を徴収する。この場合において、当該1時間相当額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 5 使用者が入場料等（いずれの名義であるかを問わず、体育館の入場者から徴収する入場の対価）を徴収する場合の利用料金は、規定利用料金の3倍の額とする。ただし、公共的団体が参加費を徴収して行う各種スポーツ大会等については、この限りでない。
- 6 使用時間には、準備及び原状回復の時間を含むものとする。
- 7 「こども」とは、中学生以下をいう。

【小金井市体育館条例施行規則】

（利用料金の減額又は免除）

第6条 条例第11条に規定する利用料金の減額又は免除は、次の各号に掲げるところによる。ただし、第4号及び第5号に規定する減額を行った際に、10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額を減額するものとする。

- (1) 小金井市又は小金井市教育委員会が、主催又は共催する事業に使用するとき。 免除
- (2) 市内の団体で体育、スポーツ及びレクリエーションを目的とした公共的団体が広く市民を対象とした大会等に使用するとき。 100分の50減額

- (3) 60歳以上の者が個人使用するとき。 100分の50減額
 - (4) 障害者及びその介護者が個人使用するとき。 100分の50減額
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要と認めたとき。 免除又は100分の50減額
- 2 前項の規定による利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、使用の申請と同時に利用料金減額・免除申請書を指定管理者に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、前項第3号及び第4号に規定する使用者の場合は、この限りでない。